

◎問い合わせ先について

事業所税に関する問い合わせは、広島市役所財政局
税務部市民税課法人課税係までお願いします。

広島市役所財政局税務部市民税課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

法人課税係 電話 082-504-2093(直通)

◎納付場所 〔金融機関の名称は、令和6年4月1日現在のものです。その後の名称の変更がある場合は、読み替えてください。〕

1 全店舗

(銀行) 広島、伊予、愛媛、山陰合同、
四国、中国、鳥取、
西日本シティ、百十四、みずほ、
三井住友、三菱UFJ、もみじ、
山口、りそな

(信用金庫) 呉、広島

(信用組合) 広島県、広島市、広島商銀

(農業協同組合) ひろしま、広島市

(その他) 中国労働金庫、
広島県信用漁業協同組合連合会

2 中国5県内の店舗

(銀行) ゆうちょ(郵便局を含む。)

3 広島県内の店舗

(銀行) 福岡

(信用組合) 朝銀西

4 山口県内の店舗

(銀行) 西京

5 広島市役所税務部市民税課、市税事務所、税務室、 収納対策部及び区役所出張所

◎延滞金について

延滞金は、納期限(地方税法の規定による申告納付期限をいいます。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(全額が2,000円未満の場合にはその全額を、全額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額は切り捨てます。)に年14.6%^(注1)(納期限の翌日から別表の区分に応じた期日までの期間及びその翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%^(注2))の割合を乗じて算出します。ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、全額が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額は切り捨てます。

別表

申告等の区分	期 日
納期限内の申告	申告期限日
納期限後の申告	申告した日
修正申告	修正申告した日
更正・決定	更正・決定通知書に記載された納期限

(注1) 平成26年1月1日以降は、特例基準割合(※)が年7.3%の割合に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合(特例基準割合が年7.3%以上の場合は、年14.6%)となります。

(注2) 平成26年1月1日以降は、特例基準割合に年1%を加算した割合(この加算した割合が年7.3%以上の場合には年7.3%の割合)となります。

※ 令和3年以降は「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と読み替えてください。

※ 年別の「特例基準割合」については、広島市ホームページをご覧になれるか、市役所税務部市民税課法人課税係にお問い合わせください。

◎滞納処分について

督促状を發した日から起算して11日目までに、税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることとなります。